

安定的な資産形成の支援に関する基本方針(案)の概要

資料6-1

(注) 正式名称は「国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」

I 国民の安定的な資産形成の支援に関する基本的な方向

- 国民の安定的な資産形成は、**個々人の幸福や厚生を実現するために不可欠**。その支援は、「**成長と分配の好循環**」や、**公正で持続可能な社会の実現**にも資する。
- このためには、**インベストメント・チェーンの各主体が十分にその機能を発揮する必要**。地公体や民間企業と連携し、**国全体として総合的に取組を進める必要**。
- 取組を進める際には、**経済・社会情勢の変化が個人の生活・経済事情に影響を与える点に鑑み、多様な資産形成の在り方に配慮した環境の整備が重要**。

II 国民の安定的な資産形成の支援に関する施策

1 国民の安定的な資産形成の支援に資する制度の整備

- ・ **NISA**について、**官民連携による積極的な広報**を展開。**利用者利便の向上等**や、利用者保護の観点から**金融機関に対するモニタリング**を実施。**令和9年末時点でNISA口座数3,400万口座、買付総額56兆円を目指す**。
- ・ **iDeCo**について、**拠出限度額の引上げ、加入可能年齢の引上げ等**を検討。
- ・ 機構において、**顧客の立場に立ったアドバイザーに見える化・支援**。

2 国民の安定的な資産形成の支援に資する制度の利用の促進

- ・ 顧客の最善の利益に資する商品組成・販売・管理等を行う態勢の構築について、金融事業者をモニタリング(**顧客本位の業務運営の確保**)。
- ・ 大手金融機関グループの資産運用ビジネスについて、顧客の最善の利益を勘案した運営体制やガバナンス体制の構築、その実効性確保を促進。日本独自のビジネス慣行や参入障壁を是正するほか、特定の地域において金融・資産運用サービスを集積し、高度化と競争力強化を促進等(**資産運用業の改革**)。
- ・ アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則(**アセットオーナー・プリンシプル**)を策定(**アセットオーナーシップの改革**)。
- ・ この他、「**資産運用立国実現プラン**」に**着実に取り組む**。

3 国民の安定的な資産形成の支援に関する教育及び広報

- ・ **令和10年度末を目標に「金融経済教育を受けたと認識している人の割合」が米国並みの20%となることを目指す**。
- ・ 「**金融リテラシー・マップ**」を参考に、公的制度や消費生活の基礎、金融トラブル等、広範な観点から取り組むことが重要。
- ・ **貯蓄と投資のバランスに留意**。安定的な資産形成に有効な**長期・積立・分散投資の意義**について、普及・啓発。
- ・ **詐欺的な投資勧誘等による被害防止に必要な情報等を提供する仕組みを整備**。若年層への金融経済教育を強化。
- ・ **消費者教育や社会保障教育と連携**。
- ・ **職域での従業員向け教育の支援や私的年金等に関する広報**を展開。
- ・ 学校現場を支援するため、**学校や教員研修等への講師派遣や教材提供等**を展開。
- ・ 機構において、**教育活動を抜本的に拡充**するほか、個人の行動変容を促すため、**個人が気軽に相談できる環境を整備**。

4 国民の安定的な資産形成の支援のために必要な調査及び研究

- ・ 国民の安定的な資産形成の実態等を継続的に把握。地公体や事業主を含め施策の実施状況や国内外の調査研究等に関する情報を収集。
- ・ 国民の安定的な資産形成の支援に関する指標の在り方については引き続き検討。

III 国、地方公共団体及び民間団体の連携及び協力

- ・ **国、地公体、機構、民間団体等は、本基本方針の施策が全国において効果的かつ効率的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力**するよう努める。
- ・ 国は、地公体や民間団体と緊密に連携し、国全体の施策を推進。地公体や民間事業者を支援するため、情報提供等に努める。
- ・ 地公体は、国との役割分担を踏まえ、その地域の状況に応じた施策を策定・実施。住民の身近な行政を総合的に実施する立場から、**地域特性に応じた手法や内容により地域住民の安定的な資産形成を支援**。
- ・ **企業による雇用者の安定的な資産形成を支援する取組は、従業員エンゲージメントの向上に効果的かつ人的資本の戦略上も重要**であるため、**事業に支障のない範囲内における国や地公体、機構の取組等への協力**を求めつつ、中小企業を含め企業に対して国が支援。

IV その他重要事項

- ・ 施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、対策を見直し・改善。
- ・ 国民の安定的な資産形成支援に関する状況の変化を勘案し、上記の「検証・評価」を踏まえ、**おおむね5年後を目標に、本基本方針の見直しを検討**。